

投稿

「同和地区」

問い合わせの波紋

07年8月16日午後7時 区か」と尋ねる電話があった。愛荘町役場愛知川 対応した職員は、どちらの方ですかと尋ねると

「八日市〇〇町の〇〇」

と答えた。さらに名前も教えてほしいというところ

「私も同和地区や。同和地区かどうか聞きたいだけや」と返答。

職員が「電話の内容は問題である」というところにも再度名前を尋ねると「同和地区かどうか聞きたいだけ、あかんことわかってる」といつて、一方的に電話を切った。

その後の調べで、差別問い合わせをした男性の名前と住所が判明した。その結果、電話でいった住所も名前もウソであることが分かった。

以上は、「解放新聞」

(07・10・29)による。

以降、解放同盟県連、県や市町行政を交えた5者が対策を協議し、3月には真相報告集会が、8月末には県連が県知事、県議会議長に「県人権尊重の社会づくり条例」の実効性を要請したという。

「解同」の判断基準

読者はどう思う？

とりわけ解放同盟県連は「東近江市行政が『同和地区問い合わせは差別ではない』という差別撤廃に逆行する見解を表明」していることを「間違った行政の見解」「差

別事件が)悪質化している実態」として、県や県議会の対応を求めている。「地域と人権」読者の皆様は、どう思われますか。

「何ををもって差別とし、『糾弾』するのか」「何をどう、糾弾するか」部落解放同盟中央本部編・1991)によれば「わが同盟は、差別を自分勝手に判断して、なんでもかんでも『差別だ』と言って糾弾するのは、ではないということは、言うまでもありません。では、どうした場合に糾弾するのでしょうか。それは次のように要約することができます。①あき

らかに差別意識をもって部落民の人権が侵害されたとき②差別行為(発言や執筆など)の結果として部落差別が拡大助長されたとき、と明らかにしている。

町役場に午後7時過ぎに電話したようだが、誰か特定個人の人権が侵害されたか、電話をかけたことで誰かの差別観念なりを「拡大助長」したのか。民間団体がその方針に沿って活動することは勝手だが、自治体は地方自治法に則り、人権侵害事案であれば法務局に委ねるのが筋ではないだろうか。如何に思われますか。